

他市町村長が行う地域密着型サービス事業者の指定への同意に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市以外の市町村長（以下「他市町村長」という。）が、浜松市の区域内に所在する事業所に対して、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行うことへの浜松市長（以下「市長」という。）による同意の取扱いについて定める。

(同意)

第2条 他市町村長が、第1条に規定する指定を行う場合には、様式第1号を市長へ提出し、同意を得なければならない。

(指定の拒否)

第3条 次の各号に該当するときは、市長は指定の同意を行わない。

- (1) 浜松市介護保険事業計画に基づく整備計画に大きな影響が見込まれるとき。
- (2) 浜松市から補助金を受けて整備した事業所であるとき。
- (3) 浜松市と隣接する市町村以外であるとき。

2 前項の規定に関わらず、他市町村の介護保険の被保険者の置かれている環境及び心身の状況等から、浜松市の区域内に所在する事業所において提供されるサービスを利用することについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、市長は指定の同意を行うものとする。

(同意の通知)

第4条 市長は、指定に関する同意の可否について様式第2号により他市町村長へ通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定める以外の場合は、関係者の協議により同意の可否の決定を行う。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

別表 浜松市と隣接する市町村一覧

静岡県	湖西市、磐田市、島田市、森町、川根本町
愛知県	豊橋市、新城市、東栄町、豊根村
長野県	飯田市、天龍村

様式第1号(第2条関係)

番 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長

市町村長名

地域密着型サービス事業者の指定許可同意申請書

他市町村長が行う地域密着型サービス事業者の指定への同意に関する取扱要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称			
事業所の所在地			
サービスの種類			
利用定員	人		
指定の理由等	指定予定年月日	年 月 日	
	利用予定者	住所	
		氏名	
		被保険者番号	
理由			
遵守事項			

様式第2号（第4条関係）

浜健介第 号
年 月 日

市町村長名 様

浜松市長 鈴木 康友

地域密着型サービス事業者指定許可同意決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった地域密着型サービス事業者の指定許可同意申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

同意の可否	
可否の理由	
同意の条件	